

一九九三年のフランス家族法改正による 命名・氏名の変更に関する新規定

吉井啓子

目次

- I. はじめに
- II. 一九九三年改正前のフランス法の状況——特に命名に関する新規定
- III. 命名に関する新規定
- IV. 氏名の変更に関する新規定
- V. 終わりに

I. はじめに

「悪魔」ちゃん事件審判（東京家裁八王子支部平成六年一月三一日審判）⁽¹⁾から既に二年以上の歳月が流れ、あれほど世間を騒がせた事件であったにもかかわらず、人々の記憶も薄らいできている。同審判は、「悪魔」の命名は出生

子の立場から見れば「命名権の濫用」であると考えられるため、命名を不適法として受理を拒絶できだと説く。しかし、結局は、市による戸籍抹消処分が正規の手続によつたものではなかつたため、それが違法とされ無効とされた事件である。同審判により、命名をめぐる様々な問題が改めて浮き彫りとなつた。

第一に、子の名を決める命名権は誰に帰属するかが問題である。この点については、民法、戸籍法いずれにも規定がない。学説としては、親の持つ親権の作用と見る説⁽²⁾があるが、この説を突き詰めれば改名権も親に属することになりそうである。そこで、命名権は、命名される者に固有のものであるが、親権者がこれを代行するとする説が現在では多数を占めている⁽³⁾。氏名は自然法的人格権の一部であるということは、憲法一二（個人の尊重）・一二（表現の自由）・一二四条（個人の尊厳）からも明らかである。さらに、子の自己決定権の尊重という視点からすれば、名の最終決定権は子にあるはずである⁽⁴⁾。そこで、父母の付した名につき、意思能力を有するに至れば、自由に届出をもつて改名する権利を認めるべきであると解く論者もいる⁽⁵⁾。これに対して、命名の基礎は命名されるべき出生者自身にあるが、親権者は出生者の為に事務管理者として代行するとする説もある⁽⁶⁾。しかし、このような考え方によれば本人に迷惑となつたり有害になつたりするものでないかぎり、誰が命名しても有効と解すべきことになる。もつとも、いずれの説によつても、命名は子のためになされるべきであるから、親権者がほしいままに個人的な好みを入れて恣意的な命名をすることは不当であり、子が将来成長して社会的活動をするに当たり、自らその名を用いて満足を感じるような適当な名を選んで命名すべきであり、「命名権の濫用」と見られるような行使は許されないとされている⁽⁷⁾。

第二に、子供の名に戸籍管掌者が介入して、「命名権の濫用」となるような悪名かどうかの判断をすることが許さ

れるかが問題となる。戸籍管掌者が相当でないと思われる名を断れるとすれば、根拠は何であろうか。その根拠としては、法の一般原則—権利濫用や他人の人格権や福祉の侵害は許されないということがあげられるだろう。しかし、「命名権の濫用」とは具体的にはどのような場合を指すのであろうか。子の利益に反するということだけではなく、名の持つ本来の機能を損なう場合、すなわち社会通念上名として不適当で一般の常識から逸脱している場合をも含むのであろうか。名は社会性を持つものであるが、命名は個人の支配に関する領域であり、どこに線を引くかが難しい。「悪魔」ちゃん事件では、名は個人利益のためだけのものではなく社会的働きを持ち、公共の福祉に関わるという面が強調されていたように思われる。だが、結局戸籍係の主観的判断によると、場所によって判断が違うことになり、「法の下の平等」に反するのではないかとの疑問もある。そこで、命名基準の法定さらには自分で法的規制の是非自体が問題になるだろう。これについては、一定の判断基準（例えば、「子の福祉を著しく損なうおそれがあるとき」）⁽⁹⁾を考えて通達すればよいとの見解もあるだろうが、結局は抽象的基準にとどまるであろう。そうなると、「命名権の濫用」の判断は、あくまでも裁判所ですべきことになりそうである。結局、戸籍管掌者の審査は、届出要件の具備についての形式的審査にとどまるのであり、名の相当性の実質的判断は司法判断に委ねるべきという見解に落着きそうだ。

また、「悪魔」ちゃん事件では戸籍の届出受理に関連する手続的問題もあった。違法な名前が戸籍に記載された場合、職権による抹消ができるか否かというものである。戸籍法に反する本来違法な名であって、本来受理すべきでない出生届であっても、誤って受理した以上は、戸籍法一一三条によって申立人である父親に戸籍訂正の申請を促すべ

れであるところが判例・実務の取扱いである。申立人が訂正に応じない場合には結局そのままにするほかなく、職権抹消はできないのである。⁽¹⁰⁾

以上のような様々な問題を由由のトロヤウしたのが「悪魔」ちゃん事件であった。一方、同事件に先んじて、フランスにおいても、名に関する法的規制が家族法改正に際して大きな話題となっていた。

フランスでは、民事身分・家族・子の権利に関して民法典を修正し家族事件裁判官を創設する一九九三年一月八日の法律⁽¹¹⁾ (Loi n° 93-22 du 8 janvier 1993, 以ト一九九三年法と呼ぶ) により大規模な家族法の改正がなされた。⁽¹²⁾ 同法は、一九九一年一一月二二日⁽¹³⁾ 国民議会 (Assemblée nationale) に政府が提出した法案が元になつてゐる。法案は一九九二年春に第一読会で検討がなされ、一九九一年一一月に元老院 (Sénat) による投票が行われた。⁽¹⁴⁾ 同月、両院の第一⁽¹⁵⁾ 読みで検討がなされたが両院の一一致を見なかつたため、一九九一年一一月二二日合同委員会 (commission mixte paritaire) で検討の後に、最終的に法案は可決された。一九九三年法は、家族法の非常に重要な改正として位置付けられてゐる。同法により、氏名・親子関係・親権といった家族法領域の重要な項目に関する従来の条文が修正され、それに家族事件裁判官 (juge aux affaires familiales) が創設された⁽¹⁶⁾。しかし、メディアにより改正の最重要ポイントとして注目されたのは、氏名（特に命名）に関する規定であった。氏名は「人格の個人主義的基礎 (support personnalissime de la personnalité)」⁽¹⁷⁾ と規定されており、今回の家族法改正の象徴と見なされていたようだ。それゆえ、一九九三年法によれば、フランスは最も古く、実体法の一つであった共和暦一年ジュルミナル一一日（西暦一八〇八年四月一日）の法律 (Loi du 11 Germinal an XI, 以トシユルミナル法と呼ぶ) が廃止され、

その一九〇〇年九ヶ月七日の歴史に終わりを告げた」とも大きな話題となつたようである。一九九三年法は、一九九四年一月一日から発効したが、一九九三年三月二一日の法務大臣通達 (Circulaire du garde des sceaux du 3 mars 1993)、「一九九三年法の適用に関する一九九三年九月一六日のデクレ 1091号 (Décret n° 93-1091 du 16 septembre 1993)」、氏の変更手続に関する一九九四年一月二〇日のデクレ五二号 (Décret n° 94-52 du 20 janvier 1994) がそれを補完している。

本稿では、「悪魔」ちゃん事件という形で名に関する法的規制が問題となつた日本法への何らかの示唆を得るべく、この一九九三年法の中でも子の命名・名の変更・氏の変更に関する改正点を紹介・検討したいと考えている。一九九三年改正の内容に立ち入る前に、まずは名(特に命名)をめぐる改正前の状況を概観しておこう。

- (1) 判時一四八六号五六頁。同審判については、以下の論稿がある。野田愛子「『悪魔』という名前の子供」ジュリ 1041号七〇頁(一九九四)、加藤一郎「『悪魔』騒ぎを考える——子の命名をめぐって——」法学教室一六四号九六頁(一九九四)、三村美美子「『悪魔ちゃん』命名事件に寄せて」亜細亜法学一九卷一号一八三頁(一九九四)、中川淳「子供の名前——『悪魔』くん命名事件」法律のひらば四七卷二号七四頁(一九九四)、中川淳「『悪魔』と命名する」とは命名権の濫用といえるか」判例評論四一九号六七頁(一九九四)、足立哲「『悪魔』ちゃん事件顛末記」民事法情報九一号四頁(一九九四)、倉山卓治「『悪魔』という名前」法令ニュース一九卷三号一四頁(一九九四)、倉田卓治「悪魔ちゃん再論」法令ニュース一九卷四号一四頁(一九九四)、村重慶一「『悪魔』といふ名前を職権で抹消する」とができるか——『悪魔』ちゃん事件審判——」戸籍時報四三八号四六頁(一九九四)、大里知彦「『人名』について考える——『悪魔』ちゃん騒動から学ぶべきもの——」戸籍六二三号二七頁(一九九四)、石川稔「『悪魔』と命名する」とが命名権の濫用にあたるか」「私法判例リマーカス No10」(日本評論社、一九九五)八六頁、中村壯太「子に『悪魔』と命名する」とは命名権の濫用として違一九九三年のフランス家族法改正による命名・氏名の変更に関する新規定 同志社法学 四八卷六号

一九九三年のフランス家族法改正による命名・氏名の変更に関する新規定 同志社法学 四八巻六号 一三四（二〇八八）

法であり……」『平成六年度主要民事判例解説』判夕八八二号一五四頁（一九九五）、宮崎幹朗「『悪魔』ちゃん事件に見る命名の自由とその限界」愛媛法学二二巻三・四号七三頁（一九九六）。

氏名に関する論文として、大森政輔「氏名権論」川井健他編『講座・現代家族法第一巻』（日本評論社、一九九二）二五頁、縣幸雄「名前と人格権」大谷正義古稀『国家と自由の法理』（啓文社、一九九六）一頁、命名に関する論文として、戒能道孝「子を命名する権利と義務」穂積重遠追悼『家族法の諸問題』（有斐閣、一九五二）一頁、田中実「命名の法理」法学研究三七巻一〇号一頁（一九六四）、高橋豊治「命名と名の変更」戸籍二八七号一頁（一九七〇）、高梨公之「名と戸籍名」日本法学三〇巻一号一頁（一九七六）、名の変更に関する論文として、山主政幸「氏名の変更」同『家族法論集』（法律文化社、一九六二）四三頁、高梨公之「名の変更」細川清他編『家族法と戸籍——その現在及び将来』（ティハン、一九八六）三五七頁、唄孝一「『名の変更』についての高裁決定に対する評釈」「氏の変更（唄孝一・家族法著作選集第二巻）」（日本評論社、一九九二）二八六頁、千種達夫「氏名の変更」中川善之助還暦『家族法体系I（家族法総論）』（有斐閣、一九五九）二四八頁、二宮周平「子の氏（名）の変更」民商一一巻四・五号六四一頁（一九九五）がある。

(2) 大森政輔・前出「氏名権論」、谷口友平他編『大阪家庭裁判所家事部決議録』二四〇頁、谷口友平『戸籍法〔第三版〕』（有斐閣、一九八六）一二五頁。判例として、昭和三〇年五月二十五日大阪家裁家事部決議（民商三二巻三号二九頁）。子の自己決定権（人格権）としての命名権を尊重するがそれは抽象的・潜在的なものにすぎないと説くものとして、中川淳・前出「『悪魔』と命名することは命名権の濫用といえるか」がある。

(3) 田中実・前出「命名の法理」。

(4) この点に関して、子どもの権利に関する条約七・八・一二（意見表明権）・一八条（児童の最善の利益）をもとに命名権は子の人格権であるとするものに、野田愛子・前出「『悪魔』という名前の子供」がある。

(5) 二宮周平・前出「子の氏（名）の変更」。

(6) 戒能道孝・前出「子を命名する権利と義務」。判例として、名古屋家裁一宮支部昭和三八年一〇月八日審判（家月一五卷一二号一八三頁）。

(7) 名古屋高決昭和三八年一一月九日判時三六一号五一頁。

(8) 名の社会性が強く現れている判例として、前出名古屋高裁昭和三八年一一月九日判決。

また、戸籍法一〇七条ノ一は名の変更について「正当な事由」を要求しているが、判例によれば、営業上の理由からする製名、珍奇・奇異、難解・難読、帰化者、神官・僧侶、同姓同名、混同、永年使用、出生届の誤り等がこれに当たるわれてゐる。されば、命名より厳格であるが、名の社会性という視点を極めて重視してゐるためと考えられる。

(9) 戸籍法五〇条は「子の名には、常用平易な文字を用ひなければならぬ。」と規定する。それに、施行規則六〇条は子の名について文字をひらがな・かたかな・常用漢字・人名用漢字・一部の記号・旧字体に制限してゐる。読み方の制限はなしもので、戸籍法自体が命名において名の意味内容を制限してゐるわけである。されば、親の自由を害するとの主張もなされない。

(10) 昭和三九年九月九日民事甲第二〇一九号民事局長回答、昭和五七年一〇月八日民二第六二二二号民事局第一課長回答、東京家審昭和四〇年一月二二日家月一七巻四号七一頁。

(11) J. O. du 9 janvier 1993, p. 495 et s. 一九九二年法全般に関する注釈として、J. RUBELLIN-DEVICHI, Une importante réforme en droit de la famille : la loi n. 93-22 du 8 janvier 1993, JCP 93, 1, 3659. — J. MASSIP, Les modifications apportées au droit de la famille par la loi du 8 janvier 1993, Defrénois 93, art. 35558 (a) et 35569 (b). 特に氏名に関する規定について L. ROQUETTE, Adieu Germinal!, Gaz. Pal. 94, 1, 5 があつ。

(12) 第一読余りで、特に、子は父の氏を称めねばならぬ氏の継承に関する現行の民法典規定をめぐって大議論がなされたこと (J. MASSIP, op. cit., n° 2 note 2.)。しかし、その点については既に、夫婦財産制における夫婦および未成年の子の財産管理における父母の平等に関する一九八五年一一月二二日の法律一一七一号の採択の際にかなりの議論がなされており、同法四三条によると、全ての成年者は（未成年者は親権の行使をなし得る者による）、使用の名前で、父母のうち由に氏を伝へなかつた者の氏を、その氏に付加するがやむを得ないとした。この点について一九九二年法は何らの改正も加えていないが、後に検討するよつて、氏の変更に関する規定をより柔軟に適用するに至り、単なる使用の名前で

はない母の氏の継承が簡単になると考えられている。

- (13) 一九九三年法による親権法改正については、山田美枝子「一九九三年一月八日の法律第二二一号によるフランス家族法の改正——離婚後の親権共同行使の原則化、自然子の両親の親権共同行使の自動化、家族事件裁判官の創設、裁判上の子の聴聞及び子の利益の保護——」法学政治学論究一〇号一頁（一九九四）、田中通裕「一九九三年のフランス親権法改正——その内容と意義をめぐって——」法と政治四七巻一号一九五頁（一九九六）により、紹介と検討がなされている。

- (14) L. ROQUETTE, op. cit., note 7.
- (15) G. CORNU, Droit civil, Introduction, 7^e éd., MONTCHRESTIEN, 1994, n° 626.

II. 一九九三年改正前のフランス法の状況——特に命名に関して

(i) フランスにおける名⁽¹⁾

名 (prénom) とは、氏 (nom) を補助して社会において、ある特定の個人を、他の個人から、特に同じ氏を持つ他の家族の構成員から区別するための標識である。名は、同時に、父母の哲学的・宗教的信条を表すもの、家族（特に名親たる家長）への結び付きを示すものでもあり⁽²⁾、そこには父母の幻想・好み・喜び・自由が反映される⁽³⁾。このような意味において、フランスにおいて、名は第一義的には「法律外の (extrajuridique)」機能を持つものであり、法的には氏に比して二次的な役割しか有していないと考えられている⁽⁴⁾。

フランス古法下においては、キリスト教の流布とともに洗礼名 (nom de baptême)、すなわち福音者や聖人の名が人の識別の基本的要素となっていた⁽⁵⁾。これが、petit nom' propre nomと呼ばれていた。洗礼名は当初自由に選択

できたが、一〇世紀からは教会が聖人とした人物の名のみを洗礼名にするようになる。そして、一五六三年にトレント会議が聖人の名を洗礼名とすることを義務化した。これに対し、氏はもともとは存在していなかつたが、風習として生じた呼称としての *surnom* が洗礼名と結び付きこの *surnom* が親から子へと継承され氏が形成されるようになった。そして、一六世紀頃から、社会が俗化するにつれ、洗礼名よりも氏の役割が高まつていつた。氏に対して、名 (*prénom*) という言葉は一七六一年に初めてアカデミー辞書に現れたのであり、専らローマ人の氏名に関する研究に際して用いられていたようである。

やがて、フランス革命により名を称する自由が認められ、両親が子に自由に名を付すようになる。革命の嵐の中、キリスト教に依拠することを拒否する風潮が強まり、偶像崇拜の前ロマン主義的風潮もあいまつて、古代史上の名やギリシャ・ローマ神話上の名が流行した。⁽⁶⁾ 特に革命期サンキュロット時代にいたつて奇異な名が流行したため、これを沈静化するためジエルミナル法第一章「名 (*prénoms*)」⁽⁷⁾ は制定されたのである。ジエルミナル法は、命名と氏の変更という二つの事項を取り扱っていた。同法は、公法・私法両方の性格を合わせ持つものであり、氏の変更については行政手続によるとされていた。

以下では、一九九三年改正により大きく変わった命名に関する旧規定と判例・学説を検討し、従来の規定を再び採用しつつ一九九三年法により柔軟な解決が図られることになつた氏名の変更については、IVで新規定と併せて検討を加えることにしたい。

(ii) 命名に関する規定と判例・学説

命名に関する唯一の規定がジエルミナル法一条であった（「本法の公布の日以降、子の出生の確認に関する身分証書の中においては、様々な暦の中の慣行的な名および古代史上の著名な人物の名のみが名として受理される。公務員は、身分証書において、他の名を受理してはならない。」）。同条が約一世紀にわたり名の選択に関する唯一の規定であり、子の出生に際して「誰かの暦に用いられている名、歴史上の著名な人物の名のみが出生証書への記載を認められ、身分吏 (officier de l'état civil) がそれ以外の名を出生証書に記載することは禁じられていたのである。⁽⁹⁾ これは、馬鹿げた (ridicule) 名を子に付与することを避けるべきであり、フランス人の子はフランス風の名を持つべきであるとの考慮に基づき制定された。身分吏が名の登録を拒絶した場合には、親は大審裁判所に訴えを提起することになる。親が登録拒絶された名以外の名をつけることを拒んでいる場合には、子が名なしのままでいることを避けるため、裁判所が名を付与する」とになる。

ジエルミナル法一条の原則は、一見厳格なものに思われるが、以下で見るように、六〇～七〇年代から、判例・実務上は、その厳格性はかなり緩和されており、命名の自由は関係者の大部分に満足を与えるようなものであった。⁽¹⁰⁾ そのため、一九九三年法案の理由書において、ジエルミナル法下での命名の基準は「大変制限的な基準」だったという表現がなされているのは驚きに値する。ちなみに、破毀院第一民事部一九八六年一〇月一日判決によれば、ジエルミナル法一条は、ヨーロッパ人権条約に違反しないとされていた。⁽¹¹⁾

12 avril 1966 modifiant l' instruction générale relative à l'état civil du 21 septembre 1955, 並て一九六六年命令と呼ぶ⁽¹²⁾は、制定法ではないが命名の法的規制について実務上重要なものとされるべきだ。二二二二条は一般原則を定めていふが、フランス人の子は、原則として、フランス風の名を持つべきであるといふ。したがつて、ジエルミナル法一条にいう「様々な暦」といふのはフランス語による暦を意味する（一九六六年命令二二二二条二項）。「古代史上の著名な人物の名」といふのはギリシャ・ローマ史上の人物名および聖書に登場する人物の名を指すとされる（一九六六年命令二二二二条四項）。ジエルミナル法は、「子の利益」を害するような名を拒絶する権利を身分吏に与えていた点において意味があるとされる（一九六六年命令二二二二a条二項）。そして、ある名を受理すべきか否かについて判断する場合には、ある程度の現実主義的・自由主義的な態度をもつて、良識に基づいて判断すべきであり、慣行の変化を無視せず、各地の根強い地域的慣行・正当な家族的伝統を尊重すべきである。子の命名権は基本的に両親にあり、出来る限り両親の希望をかなえなければならない（一九六六年命令二二二二a条二二項）。しかし、子の命名は、親の権利であると同時に義務であると教科書では説明されていた⁽¹³⁾。

この命令により、ジエルミナル法一条の厳格性は緩和され、慣行の変化・根強い地域的慣行・家族的伝統を考慮するとのである自由主義的なものとなつた。しかし、届出のなされた名が「子の利益」（一九六六年命令二二二二a条二項）に反すると考えられる場合には、身分吏はその名の登録を拒絶することができるとしており、命名の完全な自由を認めるには至らなかつた⁽¹⁴⁾。「子の利益」は、名の変更手続の際に問題とされていた概念であるが、これを命名の場合に導入する」とにより一定の制限を課したのである⁽¹⁵⁾。

子の命名をめぐつて多くの判例が存在するが、最終的には、唯一「馬鹿げた (ridicule)」ものであつてはならないといふ制限が破毀院により課せられていたといつてよい。⁽¹⁷⁾ いくつか例を挙げておる。ジェルミナル法一条の「様々な暦」については、暦の新旧を問わないし、それが公権力により認められたものである必要はないとされていた。例えば、破毀院第一民事部一九八一年六月一〇日判決⁽¹⁸⁾は、一七九四年の共和暦が公的なものではないという理由で Cerise という名を認めなかつたオルレアン控訴院の判決を取消し、当該暦が共和暦であればそれが公的であるか否かを問わないとした。しかし、破毀移送後のブールジュ控訴院は、Cerise という名が馬鹿げたものであり「子の利益」を害するとの判断を下した。⁽¹⁹⁾ もとに、一九六六年命令二二二二二条二項にあつたように、地域的慣行や家族的伝統を考慮する」とを判例も認めるに至つた。「地域的慣行」を重視したものとして、ブルトン語の名である Mikelaig が馬鹿げたものではなく、「子の利益」を害するものではないとして認められた判例がある。⁽²⁰⁾ もとに、外国風の名も「正當な家族的伝統」を尊重するならば、両親がまたは両親のうちの一方が外国人の場合にも認められるとした判例⁽²¹⁾、さらに両親が外国人でないが Majorie というイギリスで用いられている名を認めた判例が現れた。⁽²²⁾

ジェルミナル法は、以上のように有名無実化しており、その実効性をほとんど失つていたため、その廃止が求められていた。⁽²³⁾ 馬鹿げた名であつてはならないという要件は法律のどこにも書かれていなかつた要件であり、この点には批判もあつた。学説からは、子の利益のため珍名・奇名のみを排除すべきであるとする意見が出されていたし、また、制定法である以上ジェルミナル法を守るべきだが、立法論として、原則的には両親の自由を認めた上で、珍名などを

排除すべしとする見解であった。また、ジエルミナル法を全く無視してはならぬが、立法論として、珍名を除いて両親に完全な自由を認める点では先の見解と同様だが、珍名排除の方法は、身分吏の受理拒絶によるものでなく、名の変更を容易にされしむるべくかと説く論者もいた。⁽²⁶⁾

- (1) フランス語における出名の文化 F. STURM, *Le choix du prénom, La fantaisie des parents et ses limites*, Revue de l'état civil, 1987, n° 10, p. 204 et s. 日本語文翻訳、木村健助『フランス法の氏名』(関西大学出版広報部、一九七七)〔同書について〕、谷口知平教授の書評がある(『家族法の研究(上) 親族法』(信山社、一九九一) 三七四頁、初出・民商七七卷一號、五二二頁(一九七七))^o。ハールマーナル法トのフランスにおける命名をめぐる判例・学説について、大島俊之「子の命名に関する法的規制——破毀院民事第一部一九八四年七月一七日判決——」判タ五七〇号、七頁(一九八六)を参考照覧されたい。
- (2) Ph. MALAURIE et L. AYNÈS, *Cours de droit civil*, t. II, Les personnes/Les incapacités, 3^e éd., CUIAS, 1994-1995, par Ph. MALAURIE, n° 122.
- (3) G. CORNU, op. cit., n° 626.
- (4) G. CORNU, op. cit., n° 627. たゞ「氏の付属物 (accessoires du nom)」であるとの説明がなれど。
- (5) L. ROQUETTE, op. cit., p. 5. フランスにおける姓の歴史について H. PETIT, *Le choix des prénoms*, Gaz. Pal. 84, I, 207.—木村健助・福田『フランス法の氏名』。
- (6) ルイ・ステファン・エ・アゴスティーニ「破毀院一九八一年六月一〇日判決の詰釈」のよきな革命期の風潮を「集団妄想 (délire collectif)」としている(E. AGOSTINI, note sous Civ. 10 juin 1981, D. 82, 160 et 161.)^o
- (7) L. ROQUETTE, op. cit., p. 5.
- (8) ティロワ教授は、身分証書をめぐる詐訟の詰釈で、「多くの行政法学者は、同法典が身分証書の問題を熟知する能力を広く有してゐる考え方、身分証書に関する事項を無視する; 反対に多くの私法学者も、國家の公的サービスの問題である」と
- 一九九二年のフランス家族法改正による命名・氏名の変更に関する新規定 同志社法学 四八巻六号 一四一 (1995)

「それを無視する」ふ述べ、身分証書の問題の一画面性を指摘した (S. DUROY, RDP, 6-1993, p. 1711 et s.)。

(9) フランスの身分証書については、平田謙「フランスの身分登録制度」監訳「一八五〇五年以降（一九八六）」を参照の上。

子が出生した際に、届出人による（民法五六条一項）、出産の日から三日以内に身分吏にその日の届出がなされなければならぬ（民法五五条）。出生証書は届出により作成されるか（民法五六条二項）子の名が記載されなければならない。

なお、言語学者の田中克彦教授（『名前と人間』（岩波新書、一九九六）七六頁）は、固有名詞の使える個数を法的に制限しつゝあるが、固有名詞の本質に反するものであると述べ、その例としてフランスにおける人名の制限を挙げておられる。また、『スタンダード仏和辞典』（大修館書店）は巻末の付録にフランスの名の一覧を挙げてあるが、これは日本では考へるやう、いふべきである。

- (10) G. CORNU, op. cit., n° 630.
- (11) Civ. 1^{er} oct. 1986 (注(17)を参照のこと)。— Ph. MALAURIE et L. AYNÈS, Cours de droit civil, t. II, Les personnes/Les incapacités, 2^e éd., CUJAS, 1989, par Ph. MALAURIE, n° 123 note 21 (注のみ)一九八九年度版である（注脚）。
- (12) J. O. du 3 mai 1966, p. 3516.
- (13) G. CORNU, op. cit., n° 628 note 93 (一九九二年改正前の版である記述)。
- (14) J. MASSIP, Les modifications apportées au droit de la famille par la loi du 8 janvier 1993, préc., note 12.
- (15) G. CORNU, op. cit., n° 630 note 106.
- (16) 子の命名の法的規制をめぐる判例について詳しく述べ、大島俊之・前出「子の命名に関する法的規制——破産院民事第一部一九八四年七月一七日判決——」を参照のこと。
- (17) 本文に挙げたやの以外にも、Ludivine ふくらぬ姓があの暦に存在するが、慣行上失われた事例、何の「子の利益」を妨げるやのではなくした事例（Chartres 11 mars 1966, Gaz. Pal. 66, I, 431; D. 66, Som. 101.）一八四〇年から毎年にかけて新聞に連載された小説『“ブルー・ム・ペ”』の主人公である売春婦の名である Fleur-Marie ふくらぬ名が

「子の登録」上記するものとされた事例 (Civ. 1^{er} 1^{er} oct. 1986, Bull. civ. I, n° 232; D. 86, I. R. 457; JCP 87, II, 20894, note AGOSTINI. なお一九九六年一月一日新規制の施行に伴い、この身分登録拒否権は人権裁判所の支持を得たものである。従新規制によれば、子の名を父・母・祖父母の名に登録する権利が剥奪される。また現行の Manhattan と Toulouse で「名が登録された事例」 (Civ. 1^{er} 17 juill. 1984, D. 84, 609, note MASSIP. — Bordeaux 8 mai 1978, Gaz. Pal. 78, II, 530.) がある。

- (18) Civ. 1^{er} 10 juin 1981, Bull. civ. I, n° 205, p. 169; D. 82, 160, note AGOSTINI; Defrénois 82, art. 32846, obs. MASSIP.
- (19) Bourges 2 mars 1983, Defrénois 84, art. 33320, obs. MASSIP.
- (20) Caen 20 déc. 1965 JCP 66, 14626, note MALAURIE. Civ. 1^{er} 17 juill. 1982, Bull. civ. I, n° 205, p. 169; D. 82, 160, note AGOSTINI; Defrénois 82, art. 32846, note MASSIP. —
- (21) Colmar 17 fév. 1965, Gaz. Pal. 65, II, 131. ベテル・ナント風の如き闇かね事例である。
- (22) Grenoble 15 déc. 1965, JCP 66, II, 14627.
- (23) J. CARBONNIER, Les personnes, 18^e éd., PUF, 1992, n° 42.
- (24) Ph. MALAURIE, obs. sous TGI Caen 20 déc. préc. — Obs. NERSON, RTDC 66, 522. — Obs. NERSON, RTDC 69, 320.
- (25) E. AGOSTINI, note sous Civ. 1^{er} 10 juin 1981, préc. — H. PETIT, op. cit.
- (26) J. MASSIP, note sous Civ. 1^{er} 17 juill. 1984, préc.

III. 命名に関する新規定

(一) 命名の自由度の範囲

一九九二年法による改正された民法新五七条(1)項による、選せられた名を出生証書に直ちに登録する義務

務が身分吏に課せられることになった。暦中または古代史上の名という制限は取り除かれ、名の選択は父母の自由にまかせられ、身分吏は悪名か否かを判断して登録を拒否する権限を失うこととなった。同条同項により、子の名は父母により付与されることすなわち命名権は父母にあることが明らかにされている。この点で、日本法のように命名権が誰に帰属するかが問題となることはない。父母が命名について不合意の場合に関する規定はないが、共同親権の行使に関する規定（民法二七二条以下）がそのまま適用されると考えられる。しかし、これは実務的にはあまり問題にならない。身分吏は届出人（declarant）により示された名を登録するにとどまるからである。

父母が不明の場合あるいは母が匿名で出産した場合には、身分吏は、子に複数の名を付し、その最後の名を氏とする（民法新五七条二項）。しかし、実務的には、届出人すなわち子供を受け入れている病院・社会福祉機関等の雇用者の届出によるあるいは母により選ばれた（匿名出産の場合）名を登録するにとどまると考えられているし、現在でもそのようにされているようだ。⁽²⁾ 身分吏には届出のなされた名を修正する権限はないのである（民法五六・新五七条、一九六六年命令二八〇一一条）。しかし、後にこの子が養子となる場合には再び名を変える可能性があり（民法三五七条二項、完全養子の場合）、何回も名を変更するおそれがある点が批判されていた。これに対しても、身分吏が最終的に子の名を決定するような方向で改正がなされるべきであったという意見がある。⁽³⁾

民法新五七条三項により、身分吏には、届出のあった名を一旦受理し登録した後、届出のなされた名の全て・届出のなされた複数の名のうちのいずれかがあるいはその名が他の名と結び付いて「子または第三者の利益に反すると思われる場合」には、検察官に知らせる可能性が残されることになった。この点で、新法による両親の命名の自由は、

完全な自由ではなくコントロールされた自由にすぎない。登録後検察官に知らせるまでの期間について制限はない。

検察官は、召喚の方法により (par voix d' assignation)⁽⁴⁾、名が子または第三者の利益に反するか否かについて家族事件裁判官 (juge aux affaires familiales) の審議に委ねる」とがである。親は異議のある場合は被告として出頭する (comparaître) ジャンになる。

民法新五七条四項により、裁判官は、名が子の利益に反する場合または氏を保護される第三者の権利を害する場合には、名を削除し、親が新しい名を付与するのを拒絶する場合は他の名を付与する」とになる。新法は、このように名を一旦受理・登録してからの後発的コントロールを創設することにより、司法介入前に二段階で親に再慮する機会を与えたものと考えられる。このような新規定に対しても、共産党案は、親に子の命名についての完全な自由を認めていた。但し、子が困らないように自由な名の変更を認めており、英米法に近いものであった。しかし、このような命名の自由は、濫用の危険を生ぜしめ、さらには身分を不安定なものにするおそれがあるとされ、国民議会による可決には至らなかつた。

なお、フランスにおいては、一般に、複数の名を持つ者が多く、民法新五七条でも、これを予定して “les prénoms” と複数形が用いられてくる。そこで、民法新五七条二項は、出生証書に記載された全ての名の中から使用名 (prénom usuel) を選ぶことができるとしている。これは長らく学説によって認められてきた解決であり、一九九一年には破毀院も、選択された使用名は行政官庁によつても尊重されなければならぬとして同様の見解を示している。だが、そこでは、このように選択して使用する自由が認められる」とにより、出生証書に記載された複数の名の順番

変更の訴えは利益を欠くと結論づけられている。⁽⁶⁾

(ii) 「子または第二者の利益に反すると思われる場合」

では、届出のなされた名が「子または第二者の利益に反すると思われる場合」とさうのような場合をいつのである。これには、既に見たジエルミナル法下の「子の利益」とは何かという点をめぐる多くの判例を検討し直す必要があるだろうが、ソレでは結局「子の利益」に反するものとして「馬鹿げた (*ridicule*)」名を除くという制限が唯一課せられていたといつてよし、これは改正後も同様であると思われる。「第二者の利益」に反するものとしては第二者の氏を名にする」とにより混同を生ぜしめる場合があげられよう。例えば、ジエルミナル法下での判例ではあるが、破産院第一民事部一九九三年五月五日判決⁽⁷⁾では、インドの伝説に由来する Ravi という名は「あまりにも奇抜すぎる」、いわゆる親のオーリジンを中心配れるような名は「子の利益」に反するといわれている。⁽⁸⁾親の想像力は豊富で尽きぬものであり、名が「子または第二者の利益に反する」か否か判断するため裁判官の介入の必要性は大きい。⁽⁹⁾

(1) 一九九二年法により、匿名で秘密裏に出産する事が可能になった(民法新二四一一一条)。いわゆる出産は、accouchement "sous X" と呼ばれてくる。

(2) J. RUBELLIN-DEVICHI, op. cit., n° 10.

(3) Ibid. ワニグリハーメカイシ教授によれば、いわゆる子は毎年七〇〇人程度いるため、小さい改正ではあるが重要である。

(4) 一九九三年二月一日の法務大臣通達 (Defrénais 93, lég. p. 235.)。

- (5) J. MASSIP, op. cit., note 14.
- (6) Civ. 1^{er} 4 avril 1991, Bull. civ. I, n° 117, p. 79 ; Defrénois 91, art. 35088, n° 62, obs. MASSIP ; JCP 91, IV, 215 ; D. 91, I, R. 127 ; RTDC 91, 498, obs. J. HAUSER et D. HUET-WEILLER.
- (7) Civ. 1^{er} 5 mai 1993, Les Petites Affiches 94, n° 11, note MASSIP.
- (8) 「*レ・ブリタニイ*以外の数限りない判例がある。極端に Civ. 1^{er} 1^{er} oct. 1986, préc. — Bordeaux 8 mai 1978, préc. — Civ. 1^{er} 17 juill. 1984, préc.
- (9) COPART-OULERICH, Le prénom : Un choix pour la vie ?, Les petites Affiches 92, n° 93, p. 15 et s.

IV. 氏名の変更に関する新規定

(i) 名の変更

1. 要件：「正当な利益」

氏名の変更に関する新規定は、民法典の第一編「人」第一〇章「身分證書」廿〇一〇条に記載されたる所である。

民法新六〇条は、名の変更に関する原則を維持するものとする。ただし、「正当な利益 (intérêt légitime)」がある場合に限り、子の請求または子が未成年の場合法定代理人の請求による名の変更が認められる。「正当な利益」が必要となるべきとする点では、氏の変更の場合と同様である。

「正当な利益」があるか否かについては、一九六五年一月二十六日判決以来⁽¹⁾破産院が終審として判断されるに至

なっているが、これは名の変更について非常に消極的であった下級裁判所をして名の変更をより積極的に認めさせようという政策的意図が背後にあつたためであると考えられている。

では、「正当な利益」とはどのようなものを指すのであらうか。一九九三年法による改正前の判例は、法により要求されている「正当な利益」は年月とともに変化し得るものであり、裁判官は判決をなす時点に存在する要素を考慮する必要があるとしている。したがつて、一度変更した名について再度の変更を求めた事例について、最初の判決は再度の変更の障害とはならないとの判断を下している。⁽²⁾さらに、当人の責めに帰する理由なくある名で知られている者について、この名への変更には「正当な利益」があるとする。⁽³⁾また、イスラム教への帰依を示すためのイスラム風の名への変更⁽⁴⁾、フランス社会への完全な同化を目的とした外国風の名のフランス語の名への変更については、数多くの判例が存在し、比較的簡単に「正当な利益」が肯定されている。「正当な利益」の中身については、以上のような一九九三年法による改正前の判例の理解がそのまま維持されると考えられよう。⁽⁶⁾

2. 変更の手続・効果

名の変更の訴えの管轄は、従来大審裁判所にあつたが、新法の下では家族事件裁判官となり（民法新六〇条一項）、より迅速で柔軟な手続が期待されている。⁽⁷⁾一三歳以上の子については証明書または裁判官による聴聞といった形式での同意が必要とされることになった（民法新六〇条二項）。

名が変更された場合には、その変更の判決は従来どおり請求書の身分証書に、場合によつてはその配偶者と子の身分証書にも余白記載され、第三者に対抗可能となる（民法新六一一四条）。

(ii) 氏の変更

1. 要件・「正当な利益」

民法新六一条一項では、氏の変更ができる場合として、申請者が「正当な利益」を有している場合にこれを限つている。これは、ジエルミナル法四条（「氏を変える何らかの理由を持つ者は誰でも、理由を付した申請を政府に対してなすことができる。」）による氏の変更について判例により「正当の利益」が必要とされていたことを、明文の形で規定したものである。⁽⁸⁾

「正当な利益」がある場合とはどのような場合を指すのであろうか。政府案では、「正当な利益」があるとされ得る場合を例示的に列挙していた。それは、馬鹿げた・軽蔑的な・俗悪な外觀または音の響き、外国風の外觀または音の響きの修正・簡素化である。同様に、氏の変更は、尊属または傍系血族の「著名な (illustre)」氏の消滅を避けるためにもなし得るとしていた。また、司法大臣の説明では、「正当な利益」がある場合として、珍奇または軽蔑されるような音の響きのある氏・複雑な氏・外国風の氏の変更、国民的に著名な氏の再興、長期の使用に基づく氏の変更があげられていた。これに対して、商業的・感情的動機、虚栄 (パルティキュール (particule) すなわち de をつける場合がこれにあたるだろう) あるいは自己に不利益な法規定の回避のための氏の変更是認められないとされていた。⁽⁹⁾ これは、氏の変更は「権利ではなく恩恵」として認められるにすぎず「大変深刻な理由 (des motifs très sérieux)」のためにしか認められないからであるとされる。⁽¹⁰⁾ これは、次に説明するように氏の変更手続が行政手続とされていることにも関係がありそうである。もつとも、ジエルミナル法にもなかつた政府案のこののような列挙は、議会により、

氏の変更をより容易にするため最終的には削除されてしまった。

なお、尊属または四親等までの傍系血族の氏の再興のための氏の変更については、民法新六一条二項に規定されることになったが、政府案にあったような「著名な」氏という制限はなくなった。論者の中には、この規定が、今後、氏の消滅あるいは四親等までの傍系血族の氏といった場合に限られず用いられることを期待する者が多い。特に、この規定は、一九八五年法によつても解決されなかつた母の氏の子への繼承を可能にするものと考えられてゐる。しかし、民法新六一条二項の規定は制限的なものではなく単なる例示にすぎないと考えても、氏の変更請求が「正当な利益」のあるものと認められるものならば、結果的には民法新六一条一項の適用を受けるのと同じことになるだらう。ちなみに、このような氏の変更については、コンセイユデタは従来は消極的であったといふ。

なお、氏の変更については年間約八〇〇ほどの請求があり、八五%が認められてゐるようである。⁽¹¹⁾

2. 変更手続

ジエルミナル法は、氏の変更はコンセイユデタの審議を経て *règlement d' administration publique* やラクレの形式により許可する⁽¹²⁾ことがあつた⁽¹³⁾。一九九三年法にのじて、法案段階では、このよひな手續がそのまま規定されていた。唯一「明らかに」(manifestement) 馬鹿げた氏または外国風の氏については、政府が *décret simple* やラクレの形式により氏の変更を許可できるとした。しかし、民法新六一条二項は、氏の変更について、通常三～六ヶ月を要してふたコンセイユデタの審議を経る義務を全て排除し、全ての場合について décret simple による許可手続を認めた。よつて、手続の軽減化・迅速化をかなり図つとしている。

」のように氏の変更手続を、「行政手続にからしめ続けた点、コンセイユデタの介入を排除することにより従来に比して簡素化した点については、批判も多い。⁽¹⁴⁾ 第二者の利益を害する」とは少ないのであらう名の変更手続が司法手続であるのに対し、法的にはより重要と考えられる氏の変更手続がより簡易である点が批判されているのである。さらに、氏と名を同時に変える場合には別々の手続によらなければならぬ点、自然子 (*enfant naturel*) の氏の変更手続は司法手続である点（民法二三三四一—三条、もつとも）の場合には父の氏か母の氏かを選ぶにすれなし）、氏の長期占有による時効取得についても司法手続によっている点からして、あえて名変更と氏変更の手続を別々にしなければならない理由ははつきりしないと批判されている。また、行政手続によるならば、たとえコンセイユデタに対する権限越による破毀申立 (*pourvoi pour excès de pouvoir*) による救済が認められているとしても、市民を行政官庁の恣意にさらす危険があるとの指摘もある。」のように、フランスにおいて氏の変更が行政手続によるとされているのは、先程も述べたように、恐らく氏の変更は「権利ではなく恩恵」として認められるにすぎないと伝統的考えがフランス法の根底にあるからではないだらうか。⁽¹⁵⁾ コンセイユデタを排除したのには、一九九三年前には、虚榮により自分の氏にパルティキュールすなわち *de* をつけることと貴族出身であると見せようとした申請が多く、コンセイユデタはこのような申請を一切許可しない方針であったが、それらの申請がコンセイユデタの審理を著しく滞らせていたという事実もあったようだ。

氏の変更手続の詳細については、氏の変更手続に関する一九九四年一月一〇日のデクレ五一号 (Décret n° 94-52 du 20 janvier 1994, 以下一九九四年デクレと呼ぶ) が規定している。氏変更の許可を申請する者は、司法大臣

(Garde des sceaux, Ministre de la justice) に対して、変更の理由と変更後の氏を明らかにした申請書と申請者の出生証書の写し等の書類を提出する（一九九四年デクレ一・二一条）。申請は申請者の名と住所も含めて官報に公告がなされるが、場合によっては申請者の未成年の子についても公告がなされる（一九九四年デクレ二二条）。司法大臣は、申請について、申請者の住所地の大審裁判所付の検察官に調査を命じ、場合によってはコンセイユデタの意見を求める」とができる（一九九四年デクレ四条）。このように、司法大臣は、コンセイユデタの意見を求める権限を有しているが、これは義務的なものではない。

全ての利害関係人は、改正前と同様、コンセイユデタに、氏の変更に関するデクレに対して異議を申し立てる」とができる。⁽¹⁶⁾しかし、デクレが官報に公示されてから一年であった異議申立期間が、二ヶ月（民法新六一一一条一項、一九九四年デクレ五条）に短縮された。この点についても、実体的には保護されているはずの第三者の権利が、このでは軽視されてしまうとして批判が多い。デクレの存在について知るため、氏変更のデクレの申請者に連絡を取るため、さらには異議申立の方法について調査するため、より長い期間が第三者には必要であるというのである。氏名権を人格権であるとしたらえる観点からすれば、既存の第三者の氏名についてはより特別な保護が必要とされるべきであろう。ロカン教授が「氏には、社会がその構成員を識別するという冷たい要求の他に、何らかの他のものが付け加えられている：識別の背後に、アイデンティティー、つまり人格を持った個人、この者が体験した社会、その家族の歴史がある……。氏は社会的表象であり……同様に家族の結び付きのシンボルである。」と述べるように、既存の氏の重要性は十分に認識されなければならないだろう。

3. 効 果

何らの異議もなく異議申立期間の一ヶ月が経過すると（異議があった場合には、その異議が棄却されると）、氏の変更の効果が発生する（民法新六一一一項、一九九四年デクレ五条）。そして、職権または氏変更の受益者の請求により、変更の決定は従来どおり申請者の身分証書に、場合によつてはその配偶者と子の身分証書にも余白記載され、第三者に対抗可能となる（民法新六一一四条、一九九四年デクレ七条）。

氏の変更の効果は、配偶者に、さらに請求者の子が一歳未満の場合にはこの子に自動的に及ぶ（民法新六一一二条）が、子が一歳以上の場合にはその個人的同意を得なければならぬ（民法新六一一三条一項）。この点、旧規定では成人の子以外には完全に氏変更の効果が及ぶことになつていていた。もつとも、一歳以上の子の同意を要求する新規定は、親子関係（filiation）の確立または修正により氏の変更がなされる場合には、適用されない（民法新六一三条二項）。このような場合、氏の変更の効果は、利害関係人が未成年者である場合にはその同意無くして自動的に及ぶことになつていて（民法新六一一三条一項、民法三三四一四条）。親子関係の確立または修正の場合の氏の変更はある家族への帰属または不帰属を表現するものにすぎないからであるとの説明がなされている。⁽¹⁸⁾

しかし、この解決は、子が成年者の場合、実際上、幾つかの問題点を抱えているといふ。⁽¹⁹⁾ フランスにおいては、婚姻前に自然子を設けた女性と婚姻する場合にはその子を認知して準正により嫡出子の身分を与えるというのが慣例であり、このような嫡出親子関係の確立は子が成人で婚姻し子をもうけている場合にもなされ得る。この場合、被認知者たる子だけではなく、その配偶者・子にも氏変更の義務が課せられることになる。そこで、このような結果を避け

るため、法案段階では、例外的に成年の子についてはその同意がない限り準正 (légitimation) に⁽²⁰⁾ても氏の変更がもたらされない」とが規定されていた。さらに、議会では、成年の子についてはその同意が必要であるとするの原則を、準正だけではなく親子関係が確立または修正される全ての場合（父または母の捜索の訴え、準正あるいは認知の効力を争う訴え等）に広げたのである（民法新六一一二条一項）。この規定は、注釈者によつても大変評価されている。⁽²¹⁾この規定をおいた背景には、準正・認知取消あるいは民法一一二条一項に基づいて身分占有を伴わない嫡出関係が争われた場合に、判例は、既に家族を形成している子の氏の変更を回避するような解決を求める傾向が強かつたためであると思われる。⁽²²⁾

(iii) 氏名のフランス化 (francisation)

1. 要 件

以上の民法典に挿入された新規定以外にも、一九九三年法一一条により、フランス社会への融合を容易にするために設けられたフランス国籍を取得または再取得した者の氏名のフランス化に関する一九七一年一〇月一五日の法律 (Loi n° 72-964 du 25 octobre 1972, 以下「一九七一年法と呼ぶ」) の一・一一・八・一・一・一一・一一一一一条が修正されたので、最後に簡単にこれらの修正された規定を見ておきたい。おもとおも、一九九三年法は、一九七一年法を大きく変更するものではない。例えば、氏と名のフランス化の申請をすることができる者は、フランス国籍を帰化により取得までは再取得した者である点については変わりはない（一九七一年法新一条）。

氏のフランス化は、氏のフランス語またはその外国語としての性質を失わせる」とによりなされる（一九七一年法新二条一項）。例えども Eisenberg → Montferrand' Goldenberg → Montdor' Macaroni → Macart の如くである。一九九三年法は、やうに、フランス国籍を再取得した者について、外国判決により失われた自らのかつての氏あるいはフランス人の尊属が有していた氏を称することができる」とを認めている（一九七一年法新二条二項）。これは従来の規定では不可能であった。名のフランス化は、外国風の名をそれに相応するフランス語の名へ置換えることにより、フランス語の名を付加する」とにより、あるいはフランス語の部分のみを存続させるために自らの名から外国風の部分を取り除くことによりなされる（一九七一年法新二条二項）。

2. 手 続

氏名のフランス化は、帰化請求の際またはフランス国籍取得の宣言の際に同時に申請し得る点では従来と同様であるが、フランス国籍取得後一年の間にも申請し得ることになった（一九七一年法新八条）。そして、帰化担当官庁（ministère chargé des naturalisations）が、氏名のフランス化の審理手続を行う。

全ての利害関係人は、氏のフランス化に関するデクレに対し、デクレの公示から一ヶ月以内であれば異議を申し立てる」とができる（一九七一年法新二条）。名のフランス化については異議は認められない（一九七一年法新二条）。

3. 効 果

異議なく異議申立期間の一ヶ月が経過すると（異議があつた場合には、その異議が却下されると）、氏のフランス

化の効果が発生する。又のトロハス化のトクルヒトトゼ、極めども効力が発生する。ヤシト、変更の印せ職権で申證者の身分証書は、場合によってはの記録の中に身分証書の印の記載がある（一九七一年法新一一條）。

- (一) Civ. 1^{er} 26 janv. 1965, D. 65, 216; JCP 65, II, 14064, concl. LINDON; RTDC 65, 335, obs. DESBOIS.
 - (2) Civ. 1^{er} 18 déc. 1979, Bull. civ. I, n° 324, p. 264. — Civ. 1^{er} 1^{er} fév. 1984, Bull. civ. I, n° 48, p. 42; Defrénois 84, art. 33326; Gaz. Pal. 84, II, 495, note MASSIP. — Civ. 1^{er} 6 mars 1990, Bull. civ. I, n° 62, p. 46; D. 90, 477, note MASSIP; Defrénois 90, art. 34791, n° 38, obs. MASSIP (sur renvoi Orléans 23 janv. 1992, JCP 93, II, 22065, note DE MONREDON.).
 - (3) Civ. 1^{er} 3 fév. 1981, Bull. civ. I, n° 41, p. 33; Defrénois 81, art. 32733; D. 81, 550, note MASSIP. — Civ. 1^{er} 14 fév. 1990, Bull. civ. I, n° 48, p. 35; Defrénois 90, art. 34791, n° 39, obs. MASSIP.
 - (4) ヤベリバ風の如くの教訓は課す事無く、ラバズ Dijon 13 déc. 1989 et Versailles 14 déc. 1989, Dr. enfance et fam. 1990/3, p. 72, obs. VERSINI. — Civ. 1^{er} 6 mars 1990, préc. — Orléans 23 janv. 1992, préc.
 - (5) Civ. 1^{er} 26 janv. 1965, Bull. civ. I, n° 77; D. 65, 216; JCP 65, II, 14064, concl. LINDON; Gaz. Pal. 65, I, 335.
 - (6) 一九九二年改用後の判例として、ラバズ Paris 1^{er} ch. civ. 25 nov. 1995, D. 96, I. R. p. 25. — Civ. 1^{er} 20 fév. 1996, JCP 96, II, 868; Juris-Data n° 000540; JCP 96, I, 3970. Chr. B. THYSSIÉ; RTDC 96, 356, obs. J. HAUSER. 後者判決は、「正統な判例」を論理的立場、「判例の性質」を「判例の強さ」を考慮する立場が並んで、しかも変更に關する全ての要素を検討する必要があるとした上で、Edith Catherine と Catherine の距離半ドム Ed Cath. おもと日本海田洋子の岐路間田シヨウトヨトモの名に変更する結果となつたのである。
- たゞ、性転換の事実の名変更の「正統な判例」が判例ではないが、(TGI Agen 19 juin 1992, Defrénois 94, art. 35845; D. 94, 86, note NICOLEAU; RTDC 94, 322, obs. J. HAUSER.) 一九九二年の最高院判例である身分証書の性別変更の問題ではないため、現在ではこの点に問題はない（Ph. MALAURIE et L. AYNÈS, op. cit., n° 148. 大村敏志「性転換・同性愛の認定」）が、ラバズ 108-19-1 頁（一九九二）参照（ルル）。

(7) J. MASSIP, op. cit., n°s 8 et 9. 知の変更に関する一九九二改正前の綴文ルイ・P. NEPVEU, Du changement de prénom, JCP 62, I, 1713. — B. PARISOT, Le changement de prénom, D. 66, Chr. 41. がお。

(8) J. RUBELLIN-DEVICHI, op. cit., n° 8.

(9) Cité par L. ROQUETTE, op. cit., p. 7. (注脚参照)。

たる、マハニア出せ、氏の変更せ、大変数の多い氏を持つ者にヒントを示す（J. MASSIP, op. cit., n° 9.）。みなみ、国立統計経済研究所 (I. N. S. E. E.) の統計による、トトハベドウムの出せ、Martin (一九八〇〇〇人)、Bernard (一九八〇〇〇人)、Durand (一九八〇〇〇人)、Dubois (一九八〇〇〇人)、Petit (一九八〇〇〇人) によると (rapport de J.-L. MASSON (J. O. du 28 avril 1992, Déb. Ass. nat., p. 727.))。たる、マハニア出せ、おせ、スカヒーハドセ Johansson は、大変多く出の変更を容易に認める手続を規定した法律が存在するハドモ（J. MASSIP, op. cit., note 23. — Ph. MALAURIE et L. AYNÈS, op. cit., n° 121 note 9.）。

(10) D. PÉPY, Les changements de nom dans le droit français, ECDE, 1966/67, p. 31 et s. — F. BERNARD, Le Conseil d'Etat et les changements de nom, ECDE 1977/78, p. 67 et s.

(11) Ph. MALAURIE et L. AYNÈS, op. cit., n° 145.

(12) 法律適用のための規則は、首相が発行するが義務ではあるが、内閣府、内閣官房の審議を経る、これが必要な場合の règlement d' administration publique である。（現在では décret en Conseil d' Etat が行われて取代わる）これによつて、décret simple させ、一般的には首相が署名し一人または複数の大臣による副署がなされる。より発展的なものとして、内閣府『概説フラン西法・上』（東京大学出版会、一九七八）一六七頁を参照のうえ。

(13) Ph. MALAURIE et L. AYNÈS, op. cit., n°s 145 et 146.

(14) J. MASSIP, op. cit., n° 10.

(15) F. THIBAUT, Le nom patronymique et l' attitude de l' Etat français à l' égard des changements de noms, RRJ 89, 17.

- 「」のものた考え方自体について、「時代遅れ」の批判がある（J. MASSIP, op. cit., n° 10.）¹⁶
- (16) 「」の誕生の変更に父は異議申し立てた事例（CE 9 déc. 1983, Vladescu, D. 84, 158, concl. GENEVOIS.）¹⁷
- (17) Cité par L. ROQUETTE, op. cit., note 20. — E. LOQUIN, Le nom et le droit français, *Patronymica Romana* n° 6, Actes du colloque IV tenu à Dijon du 24 au 26 septembre 1990, p. 31 et s.
- (18) J. MASSIP, op. cit., n° 11.
- (19) Ibid.
- (20) J. RUBELLIN-DEVICHI, op. cit., n° 8.
- (21) J. HAUSER et D. HUET-WELLER, *Traité de droit civil*, t. 8, La famille, v. 1, LGDJ, 1989, n° 448. 引用[1] 111条によると、「(1)何人も出生証書又はの証書に合致する身分只有を有する者の身分に合致する身分と異なる身分を主張する者はだされない。」
②「かゝる何人も出生証書に合致する身分只有を有する者の身分を争ひる者はだされない。」¹⁸この項の反対解釈として、判例によると、出生証書の身分只有が一致しない場合[1]〇年間に、この身分を争ひる者がいる場合は訴訟提起は大変後にだされかねないのが多かった。¹⁹
- (22) J. GOUBEAUX, *Traité de droit civil*, t. 7, Les personnes, LGDJ, 1989, n° 19.

V. 終 わ ら し

一九九二年家族法改正の（少なへるもアベノミクス）田中ふれられた命名に関する新規定について、既にその問題点が様々な論者により指摘されてい⁽¹⁾。

第一に、命名をめぐる判例は一九六〇年代後半、一九八〇年代前半に多く見られたのであるが、命名をめぐる紛争が枯渇しかかっていた今時期に、何故新たな規定を作る必要があったのかという疑問が出されている。

また、「子または第三者の利益に反すると思われる場合」という基準については、身分吏の主観的判断によると、自治体によって受理するか否かの基準がばらばらである点で、ジェルミナル法と同じであるとの批判がなされている。この点で、悪名か否かの判断を口籍管掌者の判断に委ねている我が国と同じ問題をかかえたままである。いずれにせよ、「子または第三者の利益に反すると思われる場合」という基準は「命名権の濫用」同様抽象的なものにとどまりており、命名の法的規制の限界を示しているように思われる。

われわれは、新規定によるコントロールは、稀にしか行使されないと考えられている。⁽²⁾ 出生証書を管理する自治体が単なる名の問題にそこまでかまうのがどうか疑問であり、受理し登録した後に検察官に知らせるというケースは少ししか出てこないのではないかとうのである。

一九九三年法による改正を論じた幾つかの論文においては、廃止されてしまつたジェルミナル法に対するノスタルジックな思いが既に示されており、改めて氏名に関する法的規制の困難さが示されたように思われる。

- (1) L. ROQUETTE, op. cit., p. 5 et s.
- (2) J. MASSIP, op. cit., n° 5.
- (3) J. RUBELLIN-DEVICHI, op. cit. — L. ROQUETTE, op. cit.